

## プラスチック製容器包装の落札可能量について

平成29年12月5日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部  
(改定日：平成29年12月5日)

各再商品化事業者の落札可能量は、再生処理能力と再商品化製品販売能力の査定値を基礎として決められる。材料リサイクル事業者については、さらに、総合的評価結果を加味して決定する。

## 1. 査定値について

再商品化事業者の査定値は、①施設の能力、②産業廃棄物、事業系一般廃棄物、他材料の処理量、および③再商品化製品利用事業者の引き取り同意量、④工程管理能力（措置の有無を含む）、等により決定する。

## 1-1 再生処理能力の査定

※再生処理能力は、各事業者の申請値に対し登録審査・現地検査等によって、協会が確認する。

(1) 再生処理能力を計算する際の稼働日数条件：

① 稼働日数上限値=305日/年（但し、ケミカル手法についてはこの限りではない）

② 5ト/日未満の施設では 再生処理能力=4.9ト×305日=1500ト/年を上限とする。

(2) 平成29年度契約事業者については、契約年度の処理実績・稼働状況・販売状況、その他不具合等の当協会から指摘した事項、措置規程による措置等を勘案し、再生処理能力査定に反映させる。

(3) 新規事業者/平成29年度未契約事業者については、経営管理能力等を再生処理能力査定に反映させる。

※以上により、特段の問題等が無い事業者については、以下の査定とする。

I：平成29年度契約事業者：再生処理能力=申請能力×90%（注1）

※ Iのうち、能力アップ：再生処理能力=能力アップ部分の申請能力×75%（+既存部分×90%）（注2）

II：新規事業者/平成29年度未契約事業者：再生処理能力=申請能力×50%（注3）

（注1）市町村収集量の変動や処理側での不測の事態に備えるため、前年度契約事業者の能力には、原則10%の余裕率を含めている（再生処理能力=申請能力×90%）。

（注2）既存工場での実績を考慮し新規工場、ライン増設等の再生処理能力を75%とする。

（注3）これまでの新規事業者の実績から、市町村から引き取ったペールを遅滞なく再商品化するためには、申請能力の50%程度が適当と判断している。

## 1-2 再商品化製品販売能力の査定

登録申請時の引き取り同意書合計量を、販売予定先の調査等によって確認・査定し再商品化製品販売能力とする。

## 2. 落札可能量について

(1) 一般枠（札）：一般落札可能量＝査定値

(2) 優先枠（札）：優先落札可能量＝査定値×総合的評価得点率<sup>※1</sup>

※1 「総合的評価得点率」とは総合的評価を100点満点とした時の得点率。

例えば、80点が満点である場合は、（総合的評価得点率＝得点／80）となる。

・優先落札可能量は以下の2区分に分けられる

（ただし、入札フダは優先フダ1種類のみであることに留意）。

安定枠落札可能量＝優先落札可能量×2/3×係数C<sup>※2</sup>

※2 「係数C」は年度毎に定められる定数

効率化枠落札可能量＝優先落札可能量－安定枠落札可能量

(3) 優先枠から一般枠に変更（移動）した場合の落札可能量

・優先落札可能量 ⇒ 0 かつ、一般札落札可能量 ⇒ 査定値 となる。

なお、優先枠から一般枠に変更（移動）するケースは以下：

①優先枠付与ボーダーライン未達

②優先辞退

③措置規程による優先資格停止措置を受けた場合等

## 3. 落札可能量の修正について

落札可能量（協会より通知）を下方修正したい場合は、入札締切日までにメールまたは、書面にて協会まで申告すること（書式は問わない）。

## 4. 優先辞退について

材料リサイクルにおける優先辞退（申請）は、平成29年12月8日までに申請すること。

なお、優先辞退した場合、落札可能量は査定値となる。

以上